

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 8月 6日  
照会部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部  
サービス推進・お客様相談グループ  
照会担当者 (一般職) 青木 啓  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 権本

(受付番号)

ブロック本部受付番号 №.2010-052	本部受付番号 №.2010-817
-----------------------	-------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休時の休業手当の割合の変更に係る随時改定について

(内容)

4月より一時帰休の状況となり、下記のとおり休業手当を支給した場合の随時改定の該当・不該当について、ご教示ください。

<例>

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
状態	通常	休業						
休業手当 日額支給割合	—	60%	60%	60%	70%	70%	70%	70%

3月支給 250,000円

7月支給 180,000円

4月支給 210,000円

8月支給 180,000円

5月支給 210,000円

9月支給 180,000円

6月支給 210,000円

10月支給 180,000円

7月以降については、休業手当の支給割合が増加したが、休業手当が支給される日数が増加したため支給額が減少する。この場合、10月の下がりの随時改定

は該当するか

隨時改定の起算となる月が前月より支給割合が上がっているので、下がりの随时改定については、不該当として取扱って差し支えないでしょうか

- ・ 昭和 50 年 3 月 29 日保険発第 25 号・庁保険発第 8 号通知
- ・ 昭和 44 年 6 月 13 日保発第 25 号・庁保発第 11 号

(ブロック本部回答)

※疑義照会内容については厚生年金適用支援グループ確認済です。

照会日 平成 22 年 8 月 6 日

照会部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

照会担当者 (グループ長) 川合 満男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、支給割合の変動のみに着目して、隨時改定の要否を判断することとなるため、10月の随时改定には該当しない。

回答日 平成 22 年 12 月 16 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導課

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上